

審議会等委員の市民公募に関する要領

1. 目的

この要領は、「審議会等委員の選任に関する指針」に基づき市民公募を推進するため、公募方法等について、準拠すべき事項を定めることを目的とする。

2. 応募資格

(1) 委員への応募資格は次のとおりとする。

本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内にある事務所又は事業所に勤務する人、および本市の区域内にある学校に在学する人。

ただし、次に掲げる人を除く。

① 応募の時点で、応募しようとする委員の職にある人

② 応募しようとする委員の任期の初日において、本市の他の審議会等の委員の職にあると見込まれる人

③ 応募しようとする委員の任期の初日において、本市市議会議員及び本市職員であると見込まれる人

(2) 審議会等主管部局は、前項各号に掲げるもののほか、必要と認める事項を定めることができる。

3. 募集方法

(1) 委員の募集は、原則として応募者から必要な事項を記載した書面の提出をもって行う。

(2) 前項の必要な事項についての主な例は、次のとおり。

① 応募する審議会等の名称

② 住所、氏名、電話番号、性別、年齢

ただし、本市の区域内に住所を有していない人は、勤務先又は在学先の名称及び所在地を含む。

③ 応募の理由（簡潔に記載したもの）

④ 小論文（主管部局でテーマを設定。800字程度）

⑤ 応募者の活動経験（ボランティアや団体、市政モニター等の活動経験）

(3) 委員の募集にあたっては、広報とよなか、ホームページへの掲載、ケーブルテレビその他の広報媒体を利用するなどの方法により市民に周知する。

4. 選考方法

- (1)委員の選考は、応募書類による選考、面接、又はこれらの方法を併せ用いることによって行う。ただし、これらの方法によってもなお候補者が募集人数を上まわるとき、その他やむを得ない理由があるときは抽選の方法によることができる。
- (2)書類選考又は面接は、主として審議会等事務局があたるものの、選考の適切さ及び公正性の確保の観点から、学識経験者等第三者に対する意見聴取、あるいは第三者による面接を行うものとする。なお、この場合において、第三者のもとでの合議による選考会議を設ける場合は、条例による設置について検討する必要があるので留意すること。
- (3)第三者に対する意見聴取又は面接にあたり、審議会等事務局は謝礼又は費用弁償(条例を根拠とする選考会議の場合は、委員報酬)を支払うことができる。
- (4)選考の結果は、可否に関わらず、応募者に通知する。

5. 選考内容の開示

選考の結果について応募者から開示の請求があった場合は、豊中市情報公開条例、同施行規則並びに豊中市個人情報保護条例、同施行規則の規定に基づき、開示する。

6. 再公募の実施

応募期限までに応募がなかったときその他やむを得ない理由により、公募委員の充足数が満たされなかったときは、再公募に努める。

7. その他

- (1)この要領は、平成14年4月1日から実施する。
- (2)この要領は、平成24年4月17日から実施する。
- (3)この指針は、平成25年7月1日から実施する。